飼料作物残留に係る農薬登録保留基準等の見直しについて(案)

背景

近年、我が国の食料自給率を向上させるとともに、海外での飼料の生産不振があった場合に対応するため、飼料用農作物の生産振興が進められており、国内で飼料用農作物の増産が見込まれるところ、これに伴い飼料用農作物を適用対象とする農薬の増加も見込まれている。

農林水産省は、このような状況を踏まえ、飼料用農作物を介した農薬の畜産物への残留をより的確に評価するため、平成26年5月、農薬登録申請の際に提出する試験方法を示した「農薬の登録申請に係る試験成績について」(平成12年11月24日付け12農産第8147号農林水産省農産園芸局長通知。以下、「農薬テストガイドライン」という。)を改正し、乳汁への農薬の移行の有無のみを確認する乳汁への移行試験を削除し、家畜代謝試験(家畜の体内で農薬がどのように変化するかを調べる試験)及び家畜残留試験(乳や肉、卵等の畜産物に農薬がどの程度残留するかを調べる試験)を導入することとした 1。

1 平成29年5月以降の農薬の登録申請の際に提出する試験成績について適用(一部既登録農薬については別途期間を定めて適用)

食品衛生法(昭和22年法律第233号)に基づく畜産物の残留農薬基準については、これまで、厚生労働省が主に海外における基準値や試験データを参照し、設定してきた。

しかし、今後は、農林水産省が厚生労働省に対し、国内における登録申請にあたり提出された家畜代謝試験及び家畜残留試験の試験成績を踏まえた畜産物の残留農薬基準を同法第11条第1項に基づき設定するよう、要請することとしている。

課題と対応方針(案)

環境大臣が定める「農薬取締法第3条第1項第4号から第7号までに掲げる場合に該当するかどうかの基準」(昭和46年3月農林省告示346号。以下、「農薬登録保留基準」という。)では、4つの基準(作物残留、土壌残留、水産動植物の被害防止及び水質汚濁)が定められている。

このうち飼料用農作物に残留した農薬がそれを供した家畜の体内に蓄積され、 畜産物に農薬が残留する場合に、当該農薬の登録を保留する基準としては以下の とおり、「作物残留に係る農薬登録保留基準」と「土壌残留に係る農薬登録保留基 準」がある。

(1)作物残留に係る農薬登録保留基準

・ 本基準は、農作物等への農薬による汚染が原因で人畜に被害を生ずるおそれがあるときに農薬の登録を保留する基準である。本基準において、食用農作物残留に係る農薬登録保留基準では、食品衛生法に基づく残留農薬基準を超過する場合に登録を保留するとしている。

- ・ 一方、飼料用農作物残留に係る農薬登録保留基準では、食品衛生法を引用せず、 当該農薬の成分物質等が家畜の体内に蓄積される性質を有し、かつ、当該農薬を 使用した飼料用農作物に当該農薬の成分物質等が残留する場合(その残留量が極 めて微量であること、その毒性が極めて弱いこと等の理由により有害でないと認 められる場合を除く。)に登録を保留するとしている。
- ・ 飼料用農作物残留に係る農薬登録保留基準については、農薬が残留した飼料用 農作物が家畜に供され、当該家畜から生産された畜産物を摂取した人への被害が 生じないように定められているが、現行は上記のとおり定性的なものとなってい る。これは、平成26年5月の改正前の農薬テストガイドラインにおいて乳汁へ の移行試験が規定されており、乳汁への農薬の移行の有無のみで家畜の体内に農 薬の成分物質等が蓄積される性質を有するかを判断していたためである。
- ・ 今後、新たに家畜代謝試験及び家畜残留試験が農薬テストガイドラインに導入 されることにより、本試験成績を踏まえ、畜産物の残留農薬濃度が推定され、食 品衛生法に基づく畜産物の残留農薬基準が設定可能となる。
- ・以上により、農林水産省の要請を受けて、厚生労働省が畜産物に係る食品衛生法の残留農薬基準の設定を進めることが見込まれるため、飼料用農作物残留に係る農薬登録保留基準を食用農作物の場合と同様に食品衛生法を引用した規定に改正し、農薬登録保留の判断基準をより明確なものとすることが適当であると考える。

(2)土壌残留に係る農薬登録保留基準

- ・本基準は、土壌への農薬の残留により汚染が生じ、後作として栽培された農作物が汚染され、その利用が原因となって人畜に被害が生ずるおそれがあるときに 農薬の登録を保留する基準である。本基準において、土壌から食用農作物への汚染に係る基準では、食品衛生法に基づく残留農薬基準及び一律基準(残留農薬基準が設定されていない場合)を超過する場合に登録を保留するとしている。
- ・ 一方、土壌から飼料用農作物への汚染に係る基準では、食品衛生法を引用せず、 当該農薬の成分物質等が家畜の体内に蓄積される性質を有し、かつ、当該農薬を 使用した飼料用農作物に当該農薬の成分物質等が残留する場合(その残留量が極 めて微量であること、その毒性が極めて弱いこと等の理由により有害でないと認 められる場合を除く。)に登録を保留するとしている。
- ・ 飼料用農作物への汚染として土壌残留に係る農薬登録保留基準については、 (1)の作物残留に係る農薬登録保留基準と同様に、農薬が残留した飼料用農作物 が家畜に供され、当該家畜から生産された畜産物を摂取した人への被害が生じな いように定められているが、現行は上記のとおり定性的なものとなっている。
- ・ 今後、新たに家畜代謝試験及び家畜残留試験が農薬テストガイドラインに導入 されることにより、本試験成績を踏まえ、畜産物の残留農薬濃度が推定され、食 品衛生法に基づく畜産物の残留農薬基準が設定可能となる。

・以上により、農林水産省の要請を受けて、厚生労働省が畜産物に係る食品衛生法の残留農薬基準の設定を進めることが見込まれるため、土壌残留に係る農薬登録保留基準のうち飼料用農作物に係る基準を、食用農作物の場合と同様に食品衛生法を引用した規定に改正し、農薬登録保留の判断基準をより明確なものとすることが適当であると考える。

改正案

(1)作物残留に係る農薬登録保留基準のうち飼料用農作物残留に係る農薬登録保留基準の規定(第1号の口)

本規定を以下の方向で改正する。【別添 1 参照】

(改正のポイント)

飼料用農作物に農薬が残留する場合において、<u>当該飼料用農作物を供した乳牛から得られる乳汁に当該農薬が移行する場合</u>に農薬の登録を保留。



飼料用農作物に農薬が残留する場合において、食品衛生法を引用し、<u>当該飼料</u>用農作物を供した家畜から得られる畜産物(乳、肉、卵等)が汚染される場合に 農薬の登録を保留。

[現行]

当該農薬の成分物質等が家畜の体内に蓄積される性質を有し、かつ、飼料用農作物等に当該農薬を使用した場合に、その使用に係る飼料用農作物等に当該農薬の成分物質等が残留することとなること(その残留量がきわめて微量であること、その毒性がきわめて弱いこと等の理由により有害でないと認められる場合を除く。)

[改正案]

飼料用農作物等に当該農薬を使用した場合に、当該農薬の成分物質等(食品衛生法第11条第3項の規定に基づき人の健康を損なうおそれのないことが明らかであるものとして厚生労働大臣が定める物質を除く。以下同じ。)が残留(その残留量がきわめて微量であること、その毒性がきわめて弱いこと等の理由により有害でないと認められる場合を除く。)し、かつ、当該飼料用農作物等を供した家畜から得られる畜産物が汚染されることとなること(その汚染に係る畜産物が食品衛生法第11条第1項の規定に基づく規格³に適合するもの及び同条第3項の規定に基づき人の健康を損なうおそれのない量として厚生労働大臣が定める量⁴を超えないものを除く。)

- 3 残留農薬基準(食品別の規格)
- 4 一律基準 (0.01ppm)

(2) 土壌残留に係る農薬登録保留基準のうち後作物が飼料用農作物の場合の規定(第2号の八)

本規定を以下の方向で改正する。【別添2参照】

(改正のポイント)

後作物である飼料用農作物に農薬が残留する場合において、<u>当該飼料用農作物を</u>供した乳牛から得られる乳汁に当該農薬が移行する場合に農薬の登録を保留。

 $\downarrow \downarrow$

後作物である飼料用農作物に農薬が残留する場合において、食品衛生法を引用し、 当該飼料用農作物を供した家畜から得られる畜産物(乳、肉、卵等)が汚染される場合 に農薬の登録を保留。

[現行]

当該農薬の成分物質等が家畜の体内に蓄積される性質を有し、かつ、当該農薬を使用した場合に、その使用に係る農地においてその使用後1年以内に通常栽培される飼料用農作物等に当該農薬の成分物質等が残留することとなるもの(その残留量がきわめて微量であること、その毒性がきわめて弱いこと等の理由により有害でないと認められる場合を除く。)であること。

[改正案]

当該農薬の使用に係る農地においてその使用後1年以内に通常栽培される飼料 用農作物等に当該農薬の成分物質等が残留(その残留量がきわめて微量であること、その毒性がきわめて弱いこと等の理由により有害でないと認められる場合を除く。)し、かつ、当該飼料用農作物等を供した家畜から得られる畜産物が汚染されることとなるもの(その汚染に係る畜産物が食品衛生法第11条第1項の規定に基づく規格に適合するもの及び同条第3項の規定に基づき人の健康を損なうおそれのない量として厚生労働大臣が定める量を超えないものを除く。)であること。

作物残留に係る農薬登録保留基準の見直し(案)

| 基準 | 現行 | 改正案 | |
|----------------------------|---|-----|--|
| 食用農作物 (保留の条件) 第1号のイ | 農薬の使用により農作物の汚染が 生じ、残留農薬基準 ¹ を超過す る。 | | |
| 飼料用農作物 (保留の条件) 第1号の口 | 飼 農薬の使用により飼料用農料 作物に当該農薬の成分物質等用 が残留する(極めて微量等で農 有害でないと認められる場合を作 除く)。物 | | |
| | 音 当該農薬の成分物質等が家畜 産 の体内に蓄積される性質を有 物 する。 (試験法) 乳汁への移行試験 ³ | | |

- 1 残留農薬基準:食品衛生法第11条第1項の規定に基づく規格(食品別の規格)
- 2 一律基準:食品衛生法第11条第3項の人の健康を損なうおそれのない量として厚労大臣が定める量(0.01ppm) (残留農薬基準が設定されていない場合に適用)
- 3 平成26年5月の農薬テストガイドライン改正で削除(平成29年5月以降の農薬の登録申請の際に提出する試験成績について適用)
- 4 平成26年5月の農薬テストガイドライン改正で導入(平成29年5月以降の農薬の登録申請の際に提出する試験成績について適用)

土壌残留に係る農薬登録保留基準の見直し(案)

| 基準 | | | 現行 | 改正案 |
|------------------------------|--------------------------------|------------|--|---|
| 後作物が食用農 作物の場合 (保留の条件) | 半減期 180日 以上 第2号 のイ | ż∤ | 通常栽培される農作物が汚染 nる(一律基準 ² を超えないも を除く。) | |
| | 半減期 180日 未満 第2号 のロ | さ オ | 通常栽培される農作物が汚染 れる(残留農薬基準 ¹ 及び一 基準 ² を超えないものを除 | |
| 後作物が飼料用 農作物の場合 (保留の条件) | 半減期 180日 | | 通常栽培される農作物が 汚染される(一律基準 ² を超 えないものを除く。) | |
| | 半減期 180日 未満 第2号 のハ | 飼料用農作物 | 作物に当該農薬の成分物質 等が残留する(極めて微量等 で有害でないと認められる場 | <現行どおり> |
| | | 畜産物 | | 家畜から得られる畜産物が汚染される(残留農薬基準 ¹ 及び一律基準 ² を超えないものを除く)。 (試験法) 家畜代謝試験 家畜残留試験 ⁴ |

- 1 残留農薬基準:食品衛生法第11条第1項の規定に基づく規格(食品等別の規格)
- 2 一律基準: 食品衛生法第11条第3項の人の健康を損なうおそれのない量として厚労大臣が定める量(0.01ppm) (残留農薬基準が設定されていない場合に適用)
- 3 平成26年5月の農薬テストガイドライン改正で削除(平成29年5月以降の農薬の登録申請の際に提出する試験成績について適用)
- 4 平成26年5月の農薬テストガイドライン改正で導入(平成29年5月以降の農薬の登録申請の際に提出する試験成績について適用)

(関係法令)

農薬取締法(昭和二十三年七月一日法律第八十二号)(抄)

(記載事項の訂正又は品質改良の指示)

第三条 農林水産大臣は、前条第三項の検査の結果、次の各号のいずれかに該当 する場合は、同項の規定による登録を保留して、申請者に対し申請書の記載事項を 訂正し、又は当該農薬の品質を改良すべきことを指示することができる。

一 ~ 三 (略)

- 四 前条第二項第三号の事項についての申請書の記載に従い当該農薬を使用する場合に、当該農薬が有する農作物等についての残留性の程度からみて、その使用に係る農作物等の汚染が生じ、かつ、その汚染に係る農作物等の利用が原因となって人畜に被害を生ずるおそれがあるとき。
- 五 前条第二項第三号の事項についての申請書の記載に従い当該農薬を使用する場合に、当該農薬が有する土壌についての残留性の程度からみて、その使用に係る農地等の土壌の汚染が生じ、かつ、その汚染により汚染される農作物等の利用が原因となつて人畜に被害を生ずるおそれがあるとき。

六~十 (略)

2 前項第四号から第七号までのいずれかに<u>掲げる場合に該当するかどうかの基準</u>は、環境大臣が定めて告示する。

農薬取締法第三条第一項第四号から第七号までに掲げる場合に該当するかどうかの 基準を定める等の件(昭和四十六年三月二日農林省告示三百四十六号)(抄)

農薬取締法(昭和二十三年法律第八十二号)第三条第二項(同法第十五条の二第 六項において準用する場合を含む。)の規定に基づき、同法第三条第一項第四号から 第七号まで(同法第十五条の二第六項において準用する場合を含む。)の各号の一に 掲げる場合に該当するかどうかの基準を次のように定め、昭和三十八年五月一日農林 省告示第五百五十三号(農薬取締法第三条第一項第四号に掲げる場合に該当するか どうかの基準を定める件)は、廃止する。

- 一 <u>当該農薬が次の要件のいずれかを満たす場合</u>は、農薬取締法(以下「法」という。) 第三条第一項<u>第四号(</u>同法第十五条の二第六項において準用する場合を含む。)<u>に</u> 掲げる場合に該当するものとする。
 - イ 法第二条第二項第三号(法第十五条の二第六項において準用する場合を含む。以下同じ。)の事項についての申請書の記載に従い当該農薬を使用した場合に、その使用に係る農作物(樹木及び農林産物を含む。以下「農作物等」という。)の汚染が生じ、かつ、その汚染に係る農作物等又はその加工品の飲食用品が食品衛生法(昭和二十二年法律第二百三十三号)第十一条第一項の規定

に基づく規格(当該農薬の成分に係る同項の規定に基づく規格が定められていない場合には、当該種類の農薬の毒性及び残留性に関する試験成績に基づき環境大臣が定める基準。次号ロにおいて同じ。)に適合しないものとなること。

- 口 <u>当該農薬の成分である物質</u>(その物質が化学的に変化して生成した物質を含む。以下「成分物質等」という。)が家畜の体内に蓄積される性質を有し、かつ、法第二条第二項第三号の事項についての申請書の記載に従い家畜の飼料の用に供される農作物等を対象として<u>当該農薬を使用した場合に、その使用に係る農作物等に当該農薬の成分物質等が残留することとなること</u>(その残留量がきわめて微量であること、その毒性がきわめて弱いこと等の理由により有害でないと認められる場合を除く。)
- 二 <u>当該農薬が次の用件の何れかを満たす場合</u>は、法第三条第一項<u>第五号</u>(法第十五条の二第六項において準用する場合を含む。)に掲げる場合に該当するものとする。
 - イ 当該農薬の成分物質等(食品衛生法第十一条第三項の規定に基づき人の健康を損なうおそれのないことが明らかであるものとして厚生労働大臣が定める物質を除く。口において同じ。)が土壌中において二分の一に減少する期間がほ場試験において百八十日未満である農薬以外の農薬であつて、法第二条第二項第三号の事項についての申請書の記載に従い当該農薬を使用した場合に、その使用に係る農地において通常栽培される農作物が当該農地の土壌の当該農薬の使用に係る汚染により汚染されることとなるもの(食品衛生法第十一条第三項の規定に基づき人の健康を損なうおそれのない量として厚生労働大臣が定める量を超えないものを除く。)であること。
 - 口 当該農薬の成分物質等の土壌中において二分の一に減少する期間がほ場試験において百八十日未満である農薬であつて、法第二条第二項第三号の事項についての申請書の記載に従い当該農薬を使用した場合に、その使用に係る農地においてその使用後一年以内に通常栽培される農作物が汚染されることとなるもの(その汚染に係る農作物又はその加工品の飲食用品が食品衛生法第十一条第一項の規定に基づく規格に適合するもの及び同条第三項の規定に基づき人の健康を損なうおそれのない量として厚生労働大臣が定める量を超えないものを除く。)であること。
 - ハ <u>当該農薬の成分物質等が土壌中において二分の一に減少する期間がほ場試験において百八十日未満</u>であり、かつ、<u>家畜の体内に蓄積される性質を有する農薬であつて</u>、法第二条第二項第三号の事項についての申請書の記載に従い当該農薬を使用した場合に、<u>その使用に係る農地においてその使用後一年以内に通常栽培される家畜の飼料の用に供される農作物に当該農薬の成分物質等が残留することとなるもの</u>(その残留量がきわめて微量であること、その毒性がきわめて弱いこと等の理由により有害でないと認められるものを除く。)であること。

食品衛生法(昭和二十二年十二月二十四日法律第二百三十三号)(抄)

(食品又は添加物の基準・規格の制定)

- 第十一条 <u>厚生労働大臣は、公衆衛生の見地から</u>、薬事・食品衛生審議会の意見を 聴いて、販売の用に供する食品若しくは添加物の製造、加工、使用、調理若しくは保 存の方法につき基準を定め、又は<u>販売の用に供する食品</u>若しくは添加物<u>の成分につ</u> き規格を定めることができる。
- 2 (略)
- 3 <u>農薬</u>(農薬取締法 (昭和二十三年法律第八十二号)第一条の二第一項 に規定する農薬をいう。次条において同じ。)、飼料の安全性の確保及び品質の改善に関する法律 (昭和二十八年法律第三十五号)第二条第三項 の規定に基づ〈農林水産省令で定める用途に供することを目的として飼料(同条第二項 に規定する飼料をいう。)に添加、混和、浸潤その他の方法によつて用いられる物及び薬事法第二条第一項に規定する医薬品であつて動物のために使用されることが目的とされているものの成分である物質(その物質が化学的に変化して生成した物質を含み、人の健康を損なうおそれのないことが明らかであるものとして厚生労働大臣が定める物質を除く。)が、人の健康を損なうおそれのない量として厚生労働大臣が薬事・食品衛生審議会の意見を聴いて定める量を超えて残留する食品は、これを販売の用に供するために製造し、輸入し、加工し、使用し、調理し、保存し、又は販売してはならない。ただし、当該物質の当該食品に残留する量の限度について第一項の食品の成分に係る規格が定められている場合については、この限りでない。